

**改正**

平成21年 7 月 28 日規則第40号  
平成24年 8 月 3 日規則第43号  
令和 3 年 3 月 26 日規則第23号  
令和 5 年 3 月 31 日規則第25号

沖縄 I T 津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

沖縄 I T 津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、沖縄 I T 津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例（平成21年沖縄県条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

**第 2 条** 条例第 5 条の規則で定める申請書は、指定管理者指定申請書（第 1 号様式）によるものとする。

2 条例第 5 条の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 法人である団体にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- (2) 法人でない団体にあつては、定款又は寄附行為に相当する書類及び代表者の身分証明書(市区町村長が発行するものに限る。)
- (3) 申請に係る業務の実施の方法を記載した書類
- (4) 最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）
- (5) 役員の氏名、住所及び履歴を記載した書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(沖縄 I T 津梁パーク施設及び沖縄情報通信センター指定管理者制度運用委員会の組織等)

**第 3 条** 沖縄 I T 津梁パーク施設及び沖縄情報通信センター指定管理者制度運用委員会（以下「運用委員会」という。）に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、運用委員会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

4 運用委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

5 運用委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

6 運用委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 特定の事件につき特別の利害関係を有する委員は、運用委員会の決議があつたときは、当該事件に係る議決に参加することはできない。

8 運用委員会は、必要があると認めるときは、調査を行い、又は専門家その他の関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴くことができる。

9 運用委員会の行う指定管理者の選定に係る調査審議の手続は、公開しない。

10 運用委員会の庶務は、商工労働部 I T イノベーション推進課において処理する。

11 その他運用委員会の運営に関し必要な事項は、会長が運用委員会に諮って定める。

(事業用専用区画、実務研修室及び休憩室の使用基準)

**第 4 条** 事業用専用区画について条例第11条第 2 項の規則で定める基準は、次のいずれかとする。

- (1) 情報通信産業及びこれと関連性の高い産業に属する事業を行うための使用であること。
- (2) 情報通信分野における専門知識を有する人材の育成を行うための使用であること。
- (3) 情報通信分野における研究開発を行うための使用であること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、知事が必要と認める使用であること。

2 実務研修室及び休憩室について条例第11条第 2 項の規則で定める基準は、次のいずれかとする。

- (1) 実務型研修を通して、情報通信分野における専門知識を有する人材の育成を行うための使用であること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める使用であること。

(使用料の納付)

**第 5 条** 沖縄 I T 津(しん)梁(りょう)パーク施設の施設（以下「施設」という。）（事業用専用区画、実務研修室及び休憩室（以下「専用区画等」という。）を除く。）の使用料は、使用許可書の交付を受ける際に納付しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- 2 専用区画等の使用料は、毎月末日までに翌月分を納付しなければならない。ただし、使用を開始する日の属する月に係る使用料の納付時期については、知事が別に定める。
  - 3 条例第13条第2項ただし書に規定する知事が特別の理由があると認めるときは、次に掲げるときとする。
    - (1) 国又は地方公共団体が使用するとき。
    - (2) 許可された使用時間を超過して使用するとき。
    - (3) 知事がやむを得ないと認めるとき。(使用料の返還)
- 第6条** 条例第13条第3項ただし書に規定する知事が特別の理由があると認めるときは、次の各号に掲げるときとし、返還する使用料の額は、当該各号に定める額とする。
- (1) 天災その他施設の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）の責めに帰すことができない事情により使用できなかったとき。当該使用料の全額
  - (2) 使用者が、施設（専用区画等を除く。）を使用しようとする日の15日前までに使用を取りやめる旨を届け出たとき。当該使用料の5割
- 2 条例第13条第3項ただし書の規定により使用料の返還を受けようとする者は、沖縄IT津梁パーク施設使用料返還申請書（第2号様式）を知事に提出しなければならない。
- (使用者の負担する費用)
- 第7条** 条例第12条第4項の知事が指定する費用は、専用区画等を使用する場合における次に掲げる費用とする。ただし、第1号の費用については、知事が使用者に負担させることが不相当であると認めるときは、この限りでない。
- (1) 破損ガラスの取替え、電球の取替え等の軽微な修繕及び給水せんその他附帯施設の構造上重要な部分に要する費用
  - (2) ガス、電気、水道、下水道及び電話の使用に要する費用
  - (3) 警備に要する費用
  - (4) 廃棄物（知事が指定するものを除く。）及び廃液の保管、処理その他環境衛生の保持に要する費用
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、使用者の責めに帰すべき事由により生じた修繕に要する費用
- 2 前項の費用の算定は、計量器によるものとする。ただし、これにより難しいときは、知事が適当と認める算定方法によるものとする。
- 3 第1項の費用（ガス及び電話の使用に要する費用、警備に要する費用及び廃棄物の処理に要する費用を除く。）は、その月分を翌月25日までに納付しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- (使用料の減免)
- 第8条** 条例第14条に規定する知事が災害その他特別の理由があると認めるときは、次の各号に掲げるときとし、当該各号に定めるとおり減額し、又は免除するものとする。
- (1) 災害により施設を使用できなかったとき。免除
  - (2) 沖縄県が施設を使用するとき。免除
  - (3) 国若しくは地方公共団体その他の公共団体又は公共的団体（以下「国等」という。）又は県内に主たる事務所を置く企業等が、沖縄県と共催し、情報通信関連産業の振興に資する研究開発及び人材育成に関する事業を行うために施設を使用するとき。5割
  - (4) 国等が、情報通信関連産業の振興に資する研究開発及び人材育成に関する事業を行うために施設を使用するとき。4割
- 2 条例第13条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、沖縄IT津梁パーク施設使用料減免申請書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、使用料の減額又は免除を承認したときは、沖縄IT津梁パーク施設使用料減免承認書（第4号様式）を使用者に交付するものとする。
- (事業報告書)
- 第9条** 条例第22条の事業報告書は、次に掲げる事項を記載して提出するものとする。
- (1) 沖縄IT津(しん)梁(りょう)パーク施設の管理運営に関する業務（以下「業務」という。）の実施状況
  - (2) 業務に係る収支状況
  - (3) 沖縄IT津(しん)梁(りょう)パーク施設の使用状況
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項
- (補則)
- 第10条** この規則に定めるもののほか、沖縄IT津(しん)梁(りょう)パーク施設の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。
- 附 則**  
この規則は、沖縄IT津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例（平成21年沖縄県条例第21号）の施行の日から施行する。
- 附 則**（平成21年7月28日規則第40号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。  
(準備行為として行う申請に必要な申請書等)
- 2 沖縄 I T 津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成21年沖縄県条例第35号）附則第3項の規定により準備行為として行う指定管理者の指定に必要な申請書及び書類については、改正後の第2条の規定の例による。

**附 則**（平成24年8月3日規則第43号）

この規則は、沖縄 I T 津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成24年沖縄県条例第64号）の施行の日から施行する。

**附 則**（令和3年3月26日規則第23号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

**附 則**（令和5年3月31日規則第25号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者 所 在 地

団 体 の 名 称

代 表 者 の 氏 名

沖縄 I T 津梁パーク施設の管理に係る指定管理者の指定を受けたいので、沖縄 I T 津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例第5条の規定により申請します。

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 法人である団体にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 3 法人でない団体にあつては、定款又は寄附行為に相当する書類及び代表者の身分証明書（市区町村長が発行するものに限る。）
- 4 申請に係る業務の実施の方法を記載した書類
- 5 最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）
- 6 役員の氏名、住所及び履歴を記載した書類
- 7 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

第2号様式（第6条関係）

沖縄 I T 津梁パーク施設使用料返還申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者  
住所  
団体名  
代表者氏名  
電話番号

次のとおり使用料の返還を受けたいので申請します。

事業等の名称			
許可年月日及び 許可番号	年 月 日 ( ) 第 号		
使用期間	年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分から 年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分まで		
返還申請 の理由			
既納使用料	円	返還申請額	円
備考			

(注) 使用料領収書を添付すること。

第3号様式（第8条関係）

沖縄 I T 津梁パーク施設使用料減免申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者  
住所  
団体名  
代表者氏名  
電話番号

次のとおり使用料の減額・免除を申請します。

事業等の名称	
使用目的	
事業等の内容	
使用期間	年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分から 年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分まで
減額・免除を申請する理由	
備考	

(注) この申請書は、使用許可申請書と同時に提出すること。

第4号様式（第8条関係）

沖縄 I T 津梁パーク施設使用料減免承認書

年 月 日

殿

沖縄県知事

印

次のとおり使用料を減額・免除します。

事業等の名称						
使用目的						
事業等の内容						
使用期間	年 月 日（ ）午前・午後 時 分から 年 月 日（ ）午前・午後 時 分まで					
減額・免除の内容	減免前の 使用料	円	減額・ 免除額	円	減免後の 使用料	円
備考						